

令和6年8月16日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 4 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年8月16日(金) 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員

1 番	亀山 真由美 君	2 番	岡本 幸子 君
3 番	大崎 正男 君	4 番	山重 義則 君
5 番	中元 茂雄 君	6 番	寺西 久美子 君
7 番	鈴木 喜義 君	8 番	勝本 澄人 君
9 番	原田 淳一 君	10 番	菅岡 利夫 君
11 番	下土井 進 君	12 番	齋藤 貴之 君
13 番	宮本 三雄 君		

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局長	楠原 慎太郎 君
事務局次長	中原 賢 君

6 記事ならびに議事録調整者

職員	伊藤 義人 君
----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|----------|--|
| 議案第 69 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 70 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 71 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 72 号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 73 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用
集積等促進計画案の決定について |

第14回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第14回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中全員13名で、定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
原田委員、菅岡委員を指名したいと思いますが、ご異議ございません
でしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第69号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
（3条-1） て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●番● 地目 畑 面積87㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●に居住しており、申請地及び申請地に隣接する渡人
所有の空家を一緒に譲渡することを希望していたものです。

受人は、申請地及び申請地に隣接する住宅と一緒に譲り受け、●●
●から転入とともに、家庭菜園として利用するものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北
西に約300mの距離にある、●●●●●●●●●●線付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。

議長 宮本君

続きまして、議案第70号を上程します。

なお、整理番号2番につきましては、申請者と齋藤職務代理が親族関係にあることから、齋藤職務代理は議事に参与しないことといたします。

では、よろしくお願いいたします。

次長 中原君
(4条-1)

議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●番● 地目 畑 面積328㎡で、申請地に自己用住宅を建設するものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●から南東に約300mの距離にある、●●●●●●●●沿いの農地です。

なお、現在、駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(4条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●字●●●●●●●番● 地目 田 面積1,217㎡の内539.87㎡です。

申請人は、診療所を経営する医師で、申請地に診療所職員用の社宅を建設するために、貸社宅用地へ転用するものです。将来的には、申請地隣接に居住している母親の介護に備えて、社宅を利用する計画です。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●から南西に約250mの距離にある、●●●●●●●●付近の農地です。

令和6年6月10日開催の第12回総会の議案第62号で、農用地除外について市長より意見が求められ、総会で承認されております。

市長より、9月中旬頃に交付予定の農用地除外変更通知書と同日付けで本件の許可証を交付し、交付までの間は農用地の扱いとなります。

農地法第5条第2項の農用地利用計画において、指定された用途に供する場合に該当し許可の対象となるもので、立地基準、一般基準について審査した結果、適当と考えます。

なお、本件につきましては、農地区分が農用地区域内農地のため、今年28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、大崎委員。

3番 大崎君 整理番号1番、●●●のところですが、すでに周りはかなり住宅が建っており、この申請地だけが畑の状態でありまして、別に問題はないと思います。

議長 宮本君 整理番号1番について、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第70号の整理番号1番については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第70号の整理番号1番については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続いて、整理番号2番につきましては、大崎委員、お願いします。

3番 大崎君 2番について、この土地は造成されており、すでに畑の状態でございます。申請地は、ここに住宅を建設するということですが、周りに道路ができており、許可さえ下りればすぐにできる状態のところでございますので、ほかに迷惑をかけるということはないかと思われ

議長 宮本君 整理番号2番につきましては、今月の県の常設審議委員会で審議するようになっておりますが、何か質疑のある方はおられますか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第70号の整理番号2番については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第70号の整理番号2番については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第71号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条-1)

議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番● 地目 田 面積676㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は賃借権の設定です。

貸人は、借人の要望により令和7年1月31日までの一時転用として貸し出すもので、事業終了後は原状回復の誓約書が提出されています。

借人は、市内で土木工事業等を営む法人で、申請地近くの水路建設工事を請け負い、申請地を仮資材置場及び駐車場として利用し、工事の効率化及び経費削減を図るものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から南東に約1kmの距離にある、●●●●●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙現地調査票のとおり、農地区分は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されますが、施行令第11条第1項第1号の一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることに該当し、許可の対象となるもので、立地基準、一般基準について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

整理番号1番につきましては、下土井委員。

11番 下土井君

この場所は、過去にも3、4回、一時利用で出た場所でございます。現在、県営のほ場整備のエリア内で、また、今年も一時利用をして、利用が終了した後にはほ場整備ということで田に戻るという状況の農地ですので、特段問題はないというふうに判断しております。お願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、整理番号１番の議案第７１号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第７１号については、可決・承認と決します。

次長 中原君 説明が一つ漏れておりました。ただ今の件につきましても農用地ですので、先ほどの４条と同じように２８日開催予定の山口県常設審議委員会の聴取案件となります。

説明が漏れておりました。つけ加えさせていただきます。

議長 宮本君 続きまして、議案第７２号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第７２号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

市長より、令和６年７月３１日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が、山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、利用権設定者の同意に基づき、農地中間管理権を取得するものです。

全て新規で３３件、５２筆、合計１０３，７５０㎡の計画で、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
この件について、何か質疑はございますでしょうか。

１１番 下土井君 ２０番から３１番までになるかと思いますが、耕作面積になっていますが、多分、今から修正が入るのではないかと思いますのですが、耕地面積になるはずなのですが、いかがですか。

局長 楠原君 そのあたりは聞いております。この前から耕作面積ではなくて登記簿面積ではないかということと言われたのですが、余田のほ場整備の

関係だろうと思いますが、中で協議をされたということで修正がかかるかもしれないということは聞いております。

1 1 番 下土井 君 当面、これでやっておいて、修正が入ったらやり直すということですね。

局長 楠原君 そうですね。そう聞いております。

議長 宮本君 他に質問のある方はおられますか。

それでは、質疑を終了して、議案第 7 2 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 7 2 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第 7 3 号については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されますので、寺西委員は議事に参与しないこととします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第 7 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表(案)をご覧ください。

市長より、令和 6 年 7 月 3 1 日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

議案第 7 3 号について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第73号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第73号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時29分)